

介護保険法改正等に伴う利用料の変更

●令和3年4月の介護保険法改正に伴い、次のとおり変更となっております(3.4.1 現在)

1、介護報酬

《 長期 》

旧		新	
要介護 1	559 単位/日	要介護 1	573 単位/日
要介護 2	627 単位/日	要介護 2	641 単位/日
要介護 3	697 単位/日	要介護 3	712 単位/日
要介護 4	765 単位/日	要介護 4	780 単位/日
要介護 5	832 単位/日	要介護 5	847 単位/日

《 短期入所 》

旧		新	
要介護 1	586 単位/日	要介護 1	596 単位/日
要介護 2	654 単位/日	要介護 2	665 単位/日
要介護 3	724 単位/日	要介護 3	737 単位/日
要介護 4	792 単位/日	要介護 4	806 単位/日
要介護 5	859 単位/日	要介護 5	874 単位/日

《 予防短期 》

旧		新	
要支援 1	438 単位/日	要支援 1	446 単位/日
要支援 2	545 単位/日	要支援 2	555 単位/日

2、加算関係

《 長期 》

- ・ 日常生活継続支援加算 = 36 単位/日
- ・ 夜間職員配置加算(Ⅲ)イ = 28 単位/日
- ・ 看護体制加算Ⅰ = 6 単位/日
- ・ 看護体制加算Ⅱ = 13 単位/日
- ・ 個別機能訓練加算Ⅰ = 12 単位/日
- ・ 個別機能訓練加算Ⅱ = 20 単位/月
- ・ 生活機能向上連携加算Ⅱ = 100 単位/月
- ・ 若年性認知症利用者受入加算 = 120 単位/日
- ・ 療養食加算 = 6 単位/回
- ・ 外泊加算 (月6日限定) = 246 単位/日
- ・ 初期加算 (入所から30日) = 30 単位/日
- ・ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ or Ⅱ = 3 or 13 単位/月
- ・ 排せつ支援加算Ⅰ or Ⅱ = 10 or 15 単位/月
- ・ 認知症専門ケア加算Ⅰ = 3 単位/日
- ・ 自立支援促進加算 = 300 単位/月
- ・ ADL 継続等加算Ⅰ or Ⅱ = 30 or 60 単位/月
- ・ 科学的介護推進体制加算Ⅱ = 50 単位/月
- ・ 安全対策体制加算(入所時のみ) = 20 単位/回
- ・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ = 所定単位数の 83/1000 (ただし特定処遇改善加算は除く)
- ・ 介護職員特定処遇改善加算Ⅰ = 所定単位数の 27/1000 (ただし処遇改善加算は除く)

《 短期入所 》

- ・ サービス提供体制加算Ⅰ = 22 単位/日
- ・ 夜勤職員配置加算Ⅲ = 15 単位/日
- ・ 看護体制加算Ⅰ = 4 単位/日
- ・ 看護体制加算Ⅱ = 8 単位/日
- ・ 機能訓練体制加算 = 12 単位/日
- ・ 生活機能向上連携加算Ⅱ = 200 単位/月
- ・ 若年性認知症利用者受入加算 = 120 単位/日
- ・ 療養食加算 = 8 単位/回
- ・ 送迎加算 (片道) = 184 単位/日

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ = 所定単位数の 83 / 1000 (ただし特定処遇改善加算は除く)
- ・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ = 所定単位数の 27 / 1000 (ただし処遇改善加算は除く)

＜ 予防短期 ＞

- ・生活機能向上連携加算 = 200 単位 / 月
- ・サービス提供体制加算Ⅰ = 22 単位 / 日
- ・機能訓練体制加算 = 12 単位 / 日
- ・若年性認知症利用者受入加算 = 120 単位 / 日
- ・療養食加算 = 8 単位 / 回
- ・送迎加算 (片道) = 184 単位 / 日
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ = 所定単位数の 83 / 1000 (ただし特定処遇改善加算は除く)
- ・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ = 所定単位数の 27 / 1000 (ただし処遇改善加算は除く)

●居住費 (滞在費)・食費については、保険給付の対象外となります。(ショートステイも含む)
(令和3年8月改定)

◎段階別費用額 (日額)

	居住費 (滞在費)		食費	負担合計
利用者負担第1段階 (生活保護受給者。世帯全員が非課税の方)	多床室	0 円	300 円	300 円
利用者負担第2段階 市民税世帯非課税で年金収入(その他の収入含む)が 80 万円以下かつ本人預貯金が 650 万円以下(夫婦は合わせて 1,650 万円以上)	多床室	370 円	390 円 (600 円)	760 円 (970 円)
利用者負担第3段階① 市民税世帯非課税で年金収入(その他の収入含む)が 80 万円以上 120 万円以下かつ本人の預貯金が 550 万円以下 (夫婦は合わせて 1,550 万円以上)	多床室	370 円	650 円 (1,000 円)	1,020 円 (1,370 円)
利用者負担第3段階② 市民税世帯非課税で年金収入(その他の収入含む)が 120 万円以上かつ本人の預貯金が 500 万円以下 (夫婦は合わせて 1,500 万円以上)	多床室	370 円	1,360 円 (1,300 円)	1,730 円 (1,670 円)
利用者負担第4段階 (上記以外の方)	多床室	855 円	1,445 円	2,300 円

※短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は()内の金額。

お問い合わせ及び見学等につきましては下記までご連絡ください。
特別養護老人ホーム和光苑 電話：0194 - 52 - 2665